平成３０年（フ）第４２号
青森県黒石市末広24番地　末広アパート２号
債務者　九戸　直子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第４５号
青森県弘前市大字八幡字須崎２番地７
債務者　松岡　康弘
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第４６号
青森県弘前市大字富田町55番地　ドリームⅢ－１－Ｂ号、旧住所青森県弘前市大字大町１丁目13番地11　弘前市駅前住宅506号
債務者　三上志保里
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第２０３号
千葉県松戸市西馬橋１丁目23番地の１　クレッセント102号
債務者　野部　忠志
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２９３号
千葉県松戸市新松戸６丁目49番地　湯浅コーポ205号
債務者　落合　玲子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２９７号
千葉県我孫子市我孫子３丁目２番１－202号　クレストコート我孫子
債務者　片岡　　唯
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３２３号
千葉県野田市野田851番地
債務者　鈴木　英明
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３２７６号
東京都足立区足立２丁目37―12―702
債務者　渡邉　晴江
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２７９号
東京都西東京市ひばりが丘北２－７－24、住民票上の住所東京都西東京市ひばりが丘北２丁目８－10
債務者　長谷川和美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２８３号
東京都江東区亀戸９丁目23―10―801
債務者　橋本　千歳
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３０６号
東京都豊島区北大塚１丁目24―７―102
債務者　渡邊　千晶
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３１０号
東京都江東区南砂４丁目４－２－207
債務者　鷲尾　一郎
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３１６号
東京都板橋区赤塚２丁目24―13―108
債務者　西坂　英徳
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３２０号
東京都品川区平塚２丁目15―18―305
債務者　竹井　丘志
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３２１号
東京都品川区平塚２丁目15―18―305
債務者　竹井　　舞（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部